

# 事業用地の取得における 所有者不明土地管理制度の活用事例

---

令和6年11月21日  
国土交通省北海道開発局  
留萌開発建設部

- 1．はじめに
- 2．所有者探索の経緯
- 3．制度活用を検討
- 4．所有者不明土地管理命令申立
- 5．申立後の流れ

# 1. はじめに

共に北海道の未来を創る  
第9期北海道総合開発計画

## 一般国道232号 小平防災の事業概要

一般国道232号小平防災は、法面崩落、越波等による危険箇所の解消を図り、災害発生時における沿線集落の孤立化の解消及び道路の安全な通行の確保を目的とした延長3.7kmの防災対策事業



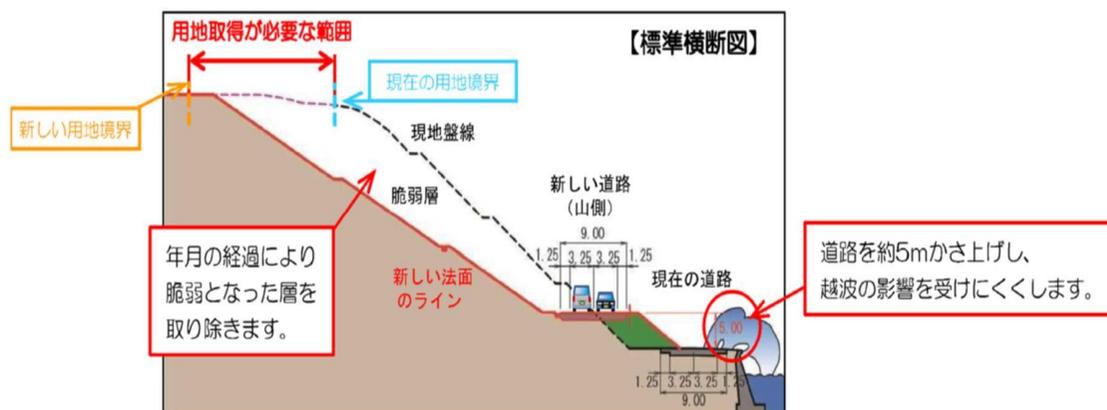
対象地区全景



法面崩落の状況



越波の状況



## 2. 所有者探索の経緯

### 登記簿・住民票等による調査

令和3年度 用地測量実施

- ・対象土地の登記記録(権利部)を確認
- ・登記記録の所有者住所に所在する建物の登記記録(権利部)を確認



対象土地の写真

登記記録上の所有者氏名及び住所を基に、住民票・建物の登記記録を入手

#### Aの住民票除票により判明したこと

生年月日 1935年 月 日 国籍 イラン  
住所 東京都品川区 丁目 番地  
平成31年2月 日死亡

#### 建物の登記記録により判明したこと

令和3年 月 所有権移転  
前所有者 C (Aが死亡した時点の所有者)  
Cの住所 東京都品川区 丁目 番地  
(Aと同じ)

## 2. 所有者探索の経緯

### 近傍地所有者・親族への聞き取り調査

対象となる土地の近傍にあり、同じく小平防災工事の取得対象地の所有者への聞き取り

#### 聞き取り調査の結果

- ・Aの国籍はイランで、既に亡くなっている。Aの妻Bは日本人だが、Aよりも先に亡くなっている。
- ・Bには妹(C)がいる。住所はAと同じのはず。

Bの妹Cへの聞き取り調査を実施

#### Bの妹Cへの聞き取り調査の結果

- ・AとBとの間に子供はいない。
- ・AはBとの結婚後も国籍はイランのままだった。
- ・Aの死亡届を提出したのは私(C)。死亡時、Aに財産は無く、遺言も無かった。
- ・Aの本国(イラン)にAの親族がいるかどうかについて、来日から50年以上経っており分からない。

#### Bの戸籍(改製原戸籍)により判明したこと

国籍イランのAとアメリカ合衆国マサチューセッツ州の方式で昭和39年婚姻(A以外との婚姻関係は無い)  
平成12年4月 日死亡

# 2. 所有者探索の経緯

## 法務省出入国在留管理庁に対する調査

住民票除票や親族等からの聞き取りにより、Aが外国人であるとの情報を得たため、出入国在留管理庁に対して外国人登録原票等に関する照会を行った。

「外国人登録原票等に関する照会について(平成25年5月17日 中央用地対策連絡協議会事務局事務連絡)」による照会

公共事業における権利調査の目的で外国人登録原票等に関する個人情報に照会する際の参考様式の例を定めたもの

外国人登録原票等に関する照会書(記載例)

〇〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

法務大臣 殿

国土交通省〇〇地方整備局  
〇〇河川国道事務所長  
〇〇〇〇〇

住所  
〒 ( )

〇〇〇省起業 〇〇〇新設工事 の用地取得等に伴い、土地等の所有者の確認及び相続人の確認のために外国人登録原票等の調査が必要となったため、下記記載の記録等に係る情報をご回答願います。

(当該事業に関する根拠法令)  
〇〇〇法第〇〇条  
(なお、本件事業については、土地収用法第3条第〇号に規定する収用適格事業に該当。)

記

住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇
性別	男・女
生年月日	1935年〇月〇日
国籍	〇〇〇〇
その他	

照会対象となる記録等	照会回答の必要な事項
<input type="checkbox"/> 外国人登録原票の写し	①国籍 ②氏名 ③生年月日(西暦)
<input type="checkbox"/> 外国人登録記録	④性別 ⑤旅券番号 ⑥居住地
<input type="checkbox"/> その他( )	⑦在留資格 ⑧在留期限
	⑨世帯主の氏名及び世帯主との続柄
	⑩その他( )

担当者: 用地課 〇〇〇〇  
〒 ( ) (内)

「外国人登録原票の写し」、「出入国記録マスタファイル」の照会

### 出入国在留管理庁に対する調査で判明したこと

- ・国籍 イラン
- ・氏名 A (性別:男)
- ・生年月日 1935年 月 日
- ・住所(死亡時点の) 東京都品川区 丁目 番地
- ・入国日 1966年 月 日

平成24年7月より外国人住民に対しても住民基本台帳が適用され、住民票が交付されています。これにより外国人登録制度は廃止され、外国人登録原票は法務省において一元的に管理されています。(制度廃止前は市区町村で保管)

## 2. 所有者探索の経緯

### イラン大使館に対する調査

Aの本国の大使館へAの親族(相続人となる可能性のある人)の存在を確認するのが目的

#### 法の適用に関する通則法 第36条

相続は被相続人の本国法による。

- ・Aの本国(イラン)における相続人の存在の有無を確認する必要性
- ・Aの本国(イラン)の相続方法の確認(日本のそれと異なる可能性がある)

令和4年7月 イラン大使館へAの相続調査を文書で依頼

#### イラン大使館に対する調査の結果

令和4年度から令和5年度にかけて、約2ヶ月おきに相続調査の進捗状況を確認するも、「調査中」という回答に終始し、相続調査自体の進展はなかった。



# 3 . 制度活用 の 検討

## 所有者(相続人)が不明の土地を取得する方法(制度比較)

	土地収用制度	相続財産清算制度 (旧相続財産管理制度)	所有者不明土地 管理制度
<u>根拠法</u>	土地収用法 (所有者不明土地法)	民法(951～959条)	民法(264条の2～8) (所有者不明土地法42条2項、5項)
<u>申請・請求先</u>	都道府県収用委員会 都道府県知事(裁定の場合)	<u>被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所</u>	<u>対象土地の所在地を管轄する地方裁判所</u>
<u>申請・請求の内容</u>	裁決申請(所有者不明) 裁定申請	利害関係人(起業者)または 検察官が清算人の選任を請求	利害関係人(起業者)が所有者 不明土地管理命令申立を行う
<u>土地取得のプロセス概要</u>	・裁決(裁定)申請の前に収用権の付与(事業認定)が必要 ・不明裁決若しくは裁定後、補償金を供託し、対象土地を起業者が取得	・ <u>被相続人の財産全てが対象</u> ・清算人は裁判所に対し権限外行為の申立てをすることにより、土地を起業者に売却することができる	・ <u>管理命令の対象とされた土地と土地上の動産のみ対象</u> ・管理人は裁判所に対し権限外行為の申立てをすることにより、土地を起業者に売却することができる
<u>所要期間</u>	事業認定 概ね14ヶ月 裁決(裁定)申請～権利取得 概ね1～2年		次頁参照

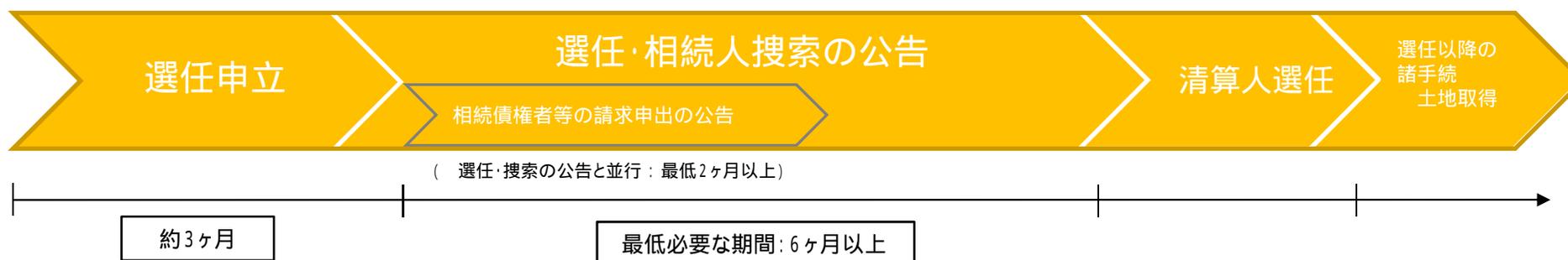
# 3 . 制度活用の検討

## 所要期間の比較

### 所有者不明土地管理制度



### 相続財産清算制度



# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

所有者不明土地管理命令申立書

令和6年3月〇〇日

旭川地方裁判所留萌支部 御中

申立人指定代理人 ○〇 ○〇  
申立人指定代理人 ○〇 ○〇  
申立人指定代理人 ○〇 ○〇

当事者の表示 別紙1記載のとおり  
申立ての趣旨及び申立ての原因 別紙2のとおり  
事 件 名 所有者不明土地管理命令申立事件

貼 用 印 紙	金 ○〇〇〇 円
予 納 郵 券	金 ○〇〇〇 円

添 付 書 類 別紙3記載のとおり

印紙：1,000円(筆数1筆につき)  
郵券(切手)：6,000円  
(内訳：500円×8 100円×10 84円×5 50円×5  
20円×10 10円×10 2円×10 1円×10)

- 1 -

別紙1

当 事 者 の 表 示

申 立 人 国  
代表者法務大臣 小 泉 龍 司  
指 定 代 理 人

〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地  
北海道開発局留萌開発建設部  
国土交通事務官 ○〇 ○〇  
国土交通事務官 ○〇 ○〇

不明所有者の表示

不明所有者	所有権登記名義人Aの相続人
本籍及び住居所	不明
最後の住所	不明
生年月日	不明
最後の職業	不明

- 2 -

# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

別紙 2

### 第1 申立ての趣旨

別紙 4 物件目録記載の土地について所有者不明土地管理人による管理を命ずる  
との裁判を求める。

### 第2 申立ての原因

#### 1 利害関係を基礎づける具体的事情

申立人国（所管庁：国土交通省北海道開発局留萌開発建設部）が施行する一般国道 2 3 2 号小平町小平防災工事（以下「本件事業」という。）は、近年においても越波・法面崩壊による通行止めが発生している国道 2 3 2 号の危険箇所  
の解消及び災害発生時における沿線集落の孤立化の解消並びに道路の安全な通行の確保を目的とする事業であり、道路法 1 8 条 1 項に基づく区域決定の公示がされており、令和 7 年度に工事着工の予定である（添付資料 1 1 ないし 1 3）。

本件事業の区域内には、登記記録上、A を所有権登記名義人とする別紙 4 物件目録記載の土地（添付資料 7 の 1 及び 7 の 2。以下「本件土地」という。）がある。申立人国は、本件事業を遂行するに当たり、本件土地の一部を取得する必要があるが、その所有権登記名義人である A の相続人を知ることができないため、本件事業の遂行に重大な支障を来している（添付資料 1 1）。

#### 2 対象土地が所有者不明土地に当たることを基礎づける事情

A は、外国人登録原票及び住民票除票から、イラン・イスラム共和国に国籍を有しており、平成 3 1 年 月 日に死亡していることが明らかである（添付資料 1 及び 2）。同人には、日本人の妻がいるが、平成 1 2 年 月 日に死亡しており、また、同人との間に子はない（添付資料

1 及び 3）。さらに関係者からの事情聴取によっても、相続人が不明であり、加えて、令和 4 年 6 月 日、イラン・イスラム共和国大使館に対し、相続人調査を依頼し、その後、同大使館に対し、おおむね 2 か月ごとに調査の進捗状況を電話で確認したが、回答に時間を要する旨の回答に終始し、現在に至るまで相続調査の進展はない（添付資料 6 の 1 ないし 6 の 1 5）。

#### 3 発令の必要性

上記のとおり、申立人は、登記名義人の相続人を知ることができず、本件土地の一部を取得することができないため、本件事業の遂行に重大な支障を来している。

申立人は、本件事業の遂行のため、所有者不明土地管理命令の発令後、本件土地の所有者不明土地管理人と協議をし、本件土地の一部を取得する手続を進める必要がある。

#### 4 結語

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

#### 第3 所有者不明土地管理人の候補者

所有者不明土地管理人の候補者については、申立人が推薦できる適当な者がいないため、地方裁判所において適任者を選任していただきたい。

事業の概要及び事業に必要となる土地の所有者の相続人が分からないため、事業遂行に支障を来していることを簡潔に記載

所有者探索の経緯（住民票等公的資料の調査、関係者への聞き取り調査、本国大使館への調査）について記載

# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

別紙3

添付書類目録

1 登記名義人関係書類		
(1) 令和4年12月○日付け外国人登録原票等に関する照会について（回答）	〔資料1〕	1通
(2) 登記名義人の住民票除票	〔資料2〕	1通
(3) 登記名義人の妻の除籍謄本	〔資料3〕	1通
(4) 登記名義人の妻の妹の戸籍謄本	〔資料4〕	1通
(5) 登記名義人の妻の妹の住民票	〔資料5〕	1通
(6) 所有者の探索等に関する報告書 ( 1 )	〔資料6の1〕	1通
(7) 令和4年7月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話発記録簿	〔資料6の2〕	1通
(8) 令和4年9月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話発記録簿	〔資料6の3〕	1通
(9) 令和4年11月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話発記録簿	〔資料6の4〕	1通
(10) 令和5年1月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話受記録簿	〔資料6の5〕	1通
(11) 令和5年3月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話受記録簿	〔資料6の6〕	1通
(12) 令和5年5月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話発記録簿	〔資料6の7〕	1通
(13) 令和5年6月○日の ○○○○ 共和国大使館への電話発記録簿	〔資料6の8〕	1通
(14) 令和5年6月○日付け相続人調査に関する依頼について	〔資料6の9〕	1通

- 5 -

出入国在留管理庁からの回答文書及び添付書類  
・外国人登録原票写  
・外国人登録記録  
・外国人出入国記録

(7)～(15)  
大使館に対する調査の記録（電話記録、送付文書等）

(15) 令和5年7月○日付け ○○○○ 共和国大使館からの回答書	〔資料6の10〕	1通
(16) 令和3年7月○日の ×××× 株式会社への電話発記録簿	〔資料6の11〕	1通
(17) 令和3年8月○日の近隣土地の所有者への電話発記録簿	〔資料6の12〕	1通
(18) 令和3年9月○日の不明所有者の妻の妹への電話発記録簿	〔資料6の13〕	1通
(19) 令和4年12月○日の不明所有者の妻の妹への電話発記録簿	〔資料6の14〕	1通
(20) 令和5年3月○日の不明所有者の妻の妹への電話発記録簿	〔資料6の15〕	1通
2 所有者不明土地関係書類		
(1) 本件土地（別紙4物件目録）の登記事項証明書	〔資料7の1〕	1通
(2) 本件土地（別紙4物件目録）の公図（地図に準ずる図面）	〔資料7の2〕	1通
(3) 固定資産評価証明書	〔資料8〕	1通
(4) 位置図	〔資料9の1〕	1通
(5) 位置図	〔資料9の2〕	1通
(6) 現況写真等	〔資料10〕	1通
3 利害関係を証する書類		
(1) 利害関係を証する書面 ( 2 )	〔資料11〕	1通
(2) 一般国道232号小平防災道路事業説明資料	〔資料12〕	1通
(3) 令和3年12月24日付け官報	〔資料13〕	1通
(4) 区域変更調書	〔資料14〕	1通
4 代理権を証する書類		

- 6 -

(16)～(20)  
関係者（近傍土地所有者、親族）に対する調査の記録（電話記録）

対象土地の所在する自治体から入手

# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

指定書	2通
5 その他 申立書副本	1通

- 7 -

	物件目録	別紙4
土地 所在 地番 地目 地積	留萌郡小平町字〇〇〇 〇〇〇番〇〇 〇〇 〇〇〇〇 平方メートル	以上

- 8 -

# 4. 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

【添付書類】 「所有者の探索等に関する報告書」( 1 )について

<p>令和 6 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>北海道開発局 留萌開発建設部長 (公印省略)</p> <p>所有者の探索等に関する報告書</p> <p>下記第1の(土地)に係る所有者(以下「所有者等」といいます。)の探索等をした結果は、次のとおりです。</p> <p>第1 対象となる土地 所 在 北海道留萌郡小平町字 所有権移転登記 昭和48年月日受付 第 号 原 因 昭和48年月日売買 登記簿上の住所 東京都品川区 丁目 番号 権 利 者 A 添付の不動産登記事項証明書のとおり</p> <p>第2 登記名義人に関する探索 1 不動産登記事項証明書の交付請求の結果 土地 [ 東京都品川区 番 ] (住居表示 東京都品川区 丁目 番号に対応する地番) 原 因 令和2年月日相続 所 有 者 東京都品川区 丁目 番号</p> <p>所有権移転登記 令和3年月日 第 号 添付の不動産登記事項証明書のとおり</p> <p>建物 [ 東京都品川区 丁目 番地 家屋番号 番 ] 原 因 令和3年月日売買 所 有 者 東京都品川区 丁目 番号</p> <p>所有権移転登記 令和3年月日 第 号 添付の不動産登記事項証明書のとおり</p>	<p>建物の前所有者は、東京都品川区 丁目 番号 Cである。 Cは、Aの妻であるB(平成12年死亡)の妹である。</p> <p>2 住民票等による調査 Aの登記記録上の住所を管轄する東京都品川区役所に、住民票の写しの交付を請求した。また、品川区役所にAの妻であるBの戸籍謄本を請求した。</p> <p>・ A [ 住民票除票 ] (令和4年6月 日) 通 称 A 生年月日 1935年 月 日 住 所 東京都品川区 丁目 番号 国 籍 イラン そ の 他 平成31年 月 日死亡 同年 月 日職権消除</p> <p>・ B [ 改製原戸籍 ] (令和3年10月 日) 本 籍 東京都品川区 丁目 番地 筆 頭 者 続 柄 養女 生年月日 昭和8年 月 日 そ の 他 国籍イラン Aとアメリカ合衆国 州の方式により昭和39年 月 日婚姻 右婚姻証明書提出 昭和40年 月 日在ニューヨーク日本国総領事受附 同年 月 日送付 平成12年 月 日午前零時東京都港区で死亡 同日親族C届出除籍</p> <p>3 出入国在留管理庁に対する調査 令和4年 月 日に出入国在留管理庁に対し、外国人登録原票等に関する照会を行い、同年 月 日に回答があった。 添付物 [ 記録調査書 ] 国 籍 イラン 氏 名 A 生年月日 1935年 月 日 性 別 男 住居地 (2019年 月 日時点における住居地) 東京都品川区 丁目 番号 また、令和4年 月 日、出入国在留管理庁に対し、外国人登録原票等に関する照会を行い、同年 月 日に回答があった。 添付物は、外国人登録原票の写し、外国人登録記録及び外国人出入国記録であった。</p>
--	--

A及びAの相続人を探索した経緯を詳細に記載

- ・登記記録による調査
- ・住民票等による調査
- ・出入国在留管理庁に対する調査
- ・大使館に対する調査
- ・近傍地所有者、親族に対する調査
- ・公共機関に対する調査

「調査を尽くしたこと」  
を表すことが必要

# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

〔添付書類〕 「所有者の探索等に関する報告書」( 1 )について

〔外国人登録記録〕

国 籍 イラン  
氏 名 A  
生年月日 1935年 月 日  
住居地 東京都品川区 丁目 番号  
閉鎖年月日 2019年 月 日  
閉鎖理由 死亡  
外国人入出国記録によると、入国日は1966年 月 日 であった。

4 大使館に対する調査  
5 近傍地所有者、親族に対する調査  
申立書の添付書類(7)~(20)の対応  
記録を要約し記載する

### 4 イラン共和国大使館に対する調査

令和4年 月 日にイラン共和国大使館に対し、Aの相続調査を依頼した。その後、イラン大使館に対し、令和4年7月、9月、11月、令和5年1月、3月、5月の2か月おきに相続調査の進捗を電話で確認するが、進展がなく「回答には時間を要する」との回答となっている。

令和5年6月 日イラン大使館へ相続調査の進捗確認の他に、日本法では「法の適用に関する通則法」第36条に基づき、被相続人の本国法(イラン国)が適用となっているが、イランにおける外国(日本)に存する不動産の相続が所在地の法律によるものか、また、イラン本国法における相続人の確定(第1順位の序列)等を確認する依頼文書を発出し、その後、電話で問合せをしたが「依頼内容は理解したが、回答には時間を要する」との回答となっている。

令和6年1月 日にイラン大使館へ進捗を確認したが、当初調査から1年半以上経過してもなお「本国にて調査中」とのことであった。

### 5 親族等に対する調査

#### (1)近傍地所有者に対する聞き取り

Aが所有する収用地の近傍に存し、同じく一般国道232号小平町小平防災工場の収用地である、小平町字 番 の登記記録上の所有者である に対し、電話で聞き取り調査を行った。

・東京都港区 丁目 番号 様

調査年月日：令和3年8月 日

〔A(登記記録上の所有者)さんについて、何か、知りませんか。〕

～ Aさんの国籍は 、既に亡くなった。妻(B)は日本人だが、Aさんより先に亡くなった。

妻の妹(C)がいる。住所はAさんと同じ、東京都品川区 である。

#### (2)所有者の妻の妹に対する聞き取り

Aの妻(B)の妹であるCに対し、電話で聞き取り調査を行った。

・東京都品川区 丁目 番号 C様

調査年月日：令和3年9月 日

〔Aさんの妻子等について、教えていただけますか。〕

～ 姉のBはAの妻である。二人とも死亡している。姉が先に亡くなった。子供はいない。

Aの国籍は、姉と結婚後も のままだった。

Aの生年月日は1935年 月 日、死亡日は2019年 月 日である。

調査年月日：令和4年12月 日

〔Aの婚姻歴等について、教えていただけますか。〕

～ Aは、姉であるB以外との婚姻歴はない。また、子供はいない。

調査年月日：令和5年3月 日

〔Aさんが亡くなったとき、財産処理はどのように行ったか。〕

～ 特段財産もなく、処理は発生していない。

〔A氏に遺言はあったか。〕

～ ない。

〔A氏の死亡届を提出したのはCさんか。〕

～ そうである。

〔B氏はA氏よりも先にお亡くなりの方だが、財産処理はどのように行ったか。〕

～ 特段財産もなく、処理は発生していない。

### 6 公共機関に対する調査

#### (1)小平町(財政課財政係)

調査年月日：令和3年4月 日

・役場の担当係において、地籍調査に関する資料を調査したが、Aの記録は確認できなかった。

#### 同町(財政課税務係)

調査年月日：令和3年8月 日、令和6年1月 日

・役場の担当係に対し、固定資産台帳の提供を求めたところ、同年9月 日に、登記事項証明書に記載の情報しか確認できなかった旨、回答があった。

・再度請求し、令和6年1月 日に回答があったが、結果は前回(令和3年)と変わらなかった。

以上報告します。

令和6年1月 日作成

作成者(調査者)

国土交通省北海道開発局

留萌開発建設部用地課

国土交通事務官

# 4 . 所有者不明土地管理命令申立

## 所有者不明土地管理命令申立書の作成例

【添付書類】 「利害関係を証する書面」( 2) について

利害関係を証する書面

当部が施行する下記工事に伴う事業用地について、現在、用地取得事務を進めております。

しかし、下記記載の土地所有者 A（登記記録上の氏名 A）は、平成31年〇月〇日死亡により相続が開始しましたが、法定相続人が不存在であることから所有者不明土地管理人の選任をしなければ当部と土地売買等契約を締結できない状況にあります。

よって、国（国土交通省北海道開発局留萌開発建設部）は下記土地について利害関係にあることを証するものであります。

記

1 工 事 名	一般国道232号小平町小平防災工事
2 工 事 箇 所	北海道留萌郡小平町字〇〇
3 起 業 者	国土交通省
4 工事完成年度	令和7年度予定
5 用地取得予定地	北海道留萌郡小平町字〇〇〇番〇〇
6 用地取得面積	〇〇〇〇㎡
7 所有者不明土地管理人 選任を求める土地	北海道留萌郡小平町字〇〇〇番〇〇
8 土地所有者	A (通称 A ) (登記記録上の氏名 A ) 国籍 〇〇〇共和国 最後の住所 東京都品川区〇〇丁目〇〇番地

令和6年 月 日

北海道開発局  
留萌開発建設部長

# 5 . 申立後の流れ

## 異議届出期間の公告

### (所有者不明土地管理命令に関する異議の催告(官報))

#### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

#### 令和6年(壬)第1号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都品川区

〇〇丁目〇〇番地

所有者 A

届出期間満了日 令和6年8月〇日

令和6年6月〇日 旭川地方裁判所留萌支部

(別紙) 物件目録

所在 留萌郡小平町字〇〇

地番 〇〇番〇

地目 山林

地積 〇〇平方メートル

・今回のケースでは、申立てから約3ヶ月後に官報公告

・届出期間は約1ヶ月半

非訟事件手続法90条2項  
「1か月を下ってはならない」

・今回のケースでは異議の届出は無かった

(官報公告の内容)

# 5 . 申立後の流れ

## 所有者不明土地管理命令

令和6年（チ）第1号 所有者不明土地管理命令申立事件

### 決 定

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申 立 人 国

同代表者法務大臣 小泉龍司

本件につき、当裁判所は、つぎのとおり決定する。

### 主 文

- 1 別紙物件目録記載の土地について所有者不明土地管理人による管理を命ずる。
- 2 本件の所有者不明土地管理人として次の者を選任する。

住 所 旭川市 条 丁目

司法書士

- 3 手続費用は各自の負担とする。

令和6年8月 日

旭川地方裁判所留萌支部

裁判官

これは謄本である

令和6年8月 日

旭川地方裁判所留萌支部

裁判所書記官

(別紙)

### 物件目録

所 在 留萌郡小平町字

地 番 番

地 目 山林

地 積 平方メートル

以上

・申立 令和6年3月下旬

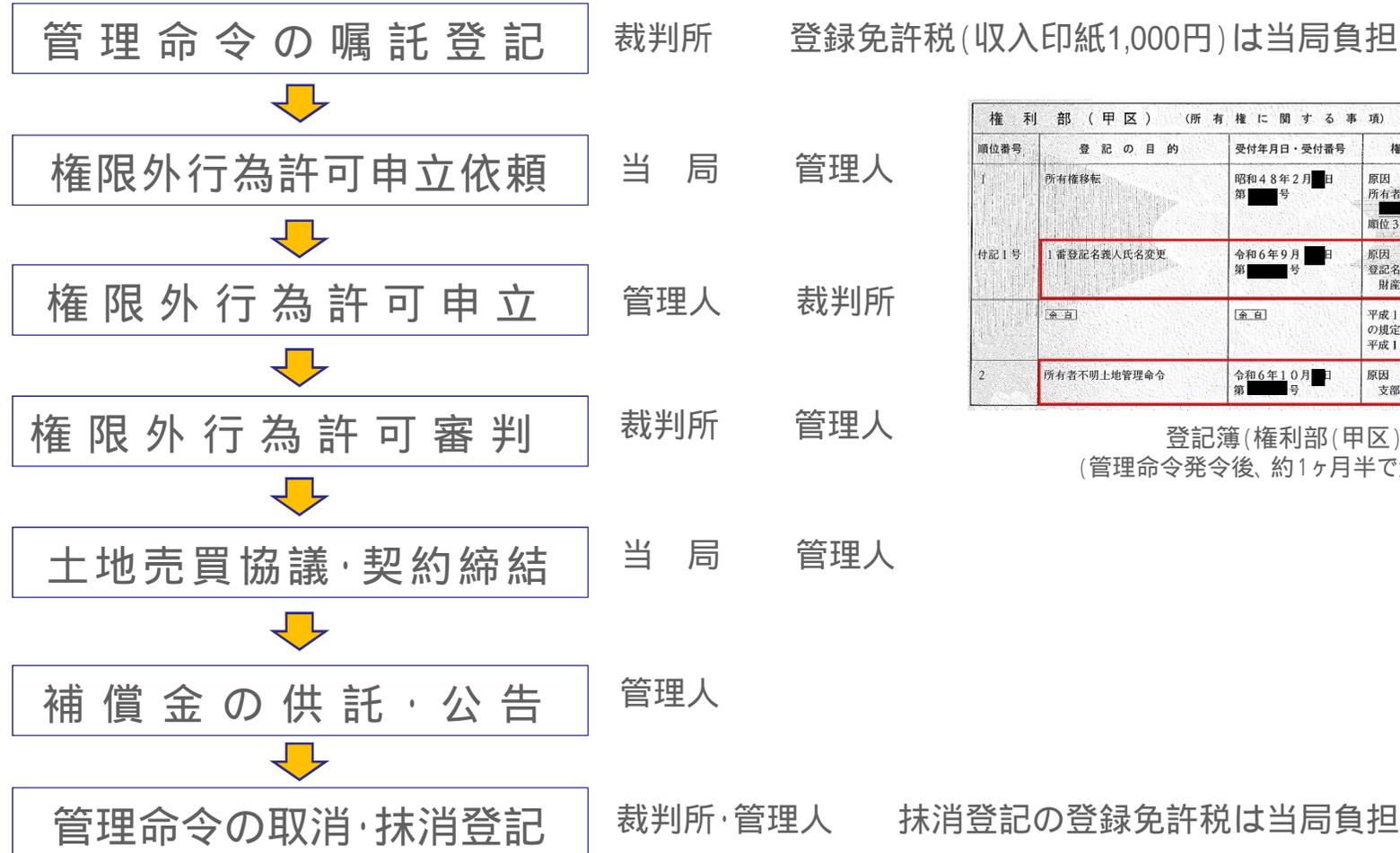
・決定 令和6年8月中旬

↓

約4か月半

# 5 . 申立後の流れ

## 管理命令以降の流れ



権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年2月 日 第 号	原因 昭和48年2月3日売買 所有者 東京都品川区 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名変更	令和6年9月 日 第 号	原因 平成31年2月 日相続人不存在 登記名義人 亡 相続 財産
	[余頁]	[余頁]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年5月30日
2	所有者不明土地管理命令	令和6年10月 日 第 号	原因 令和6年8月 日旭川地方裁判所留断 支那決定

登記簿(権利部(甲区))  
(管理命令発令後、約1ヶ月半で登記完了)